

2026年度版

高校生総合補償制度

傷害総合保険のご案内 **団体割引適用**

高校生活3年間24時間365日、大切なお子さまをお守りします



1 部活の練習中に骨折してしまった！

2 自転車通学中に
車と接触して、相手の車を傷つけて
修理代を請求されてしまった…



3 SNSでいわれもない
誹謗中傷を受け、トラブルになってしまった。
誰に相談すればいいの？

4 買ったばかりのタブレットを落として
壊してしまった！修理代どうしよう…



高校生総合補償制度がお役に立ちます。詳細はページを開いてご確認ください！

保険
期間

2026年4月15日午後4時から
2029年3月31日午後4時まで

3年間

お申込
期間

2026年3月15日～4月14日

以降、
随時中途加入が
可能です



1 部活の練習中に骨折してしまった！

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

1 ケガの補償

被保険者の範囲：お子さまご本人

国内・国外補償

- 授業中・部活動中・レジャー中、交通事故、地震など天災によるご本人のケガ（傷害）を24時間補償します。

※自転車事故限定プランは、日本国内の自転車事故の場合のみ対象です。

- 特定の感染症・熱中症・食中毒で治療を受けた場合も補償します。

※自転車事故限定プランは補償対象外です。



急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、自転車事故限定プランは細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

お支払い事例

事例1

■補償内容：傷害

■事故状況等：サッカー部試合中に他の選手の足が当たって左脛骨骨折。

■お支払金額：539,440円



事例2

■補償内容：傷害

■事故状況等：自転車走行中に、チェーンが外れた弾みで一回転で転倒、鎖骨骨折し、入院手術。

■お支払金額：785,500円





- 2 自転車通学中に車と接触して、相手の車を傷つけて修理代を請求されてしまった…



個人賠償責任補償

被保険者の範囲：ご家族の皆さま（※1）

国内・国外補償

安心・安全な日常生活をおくるために賠償事故の加害者となってしまったときの備えも不可欠です。

お子さまご本人やそのご家族の方が偶然な事故で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

安心の示談交渉サービス付《日本国内で発生した事故のみ》

（※1）「ご家族の皆さま」とは次のとおりです。

①被保険者本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族（※2）

④本人またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。

⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

（※2）お子さまを被保険者ご本人とする場合は、お子さまと同居の親族が補償されます。

お支払い事例

事例1

■補償内容：賠償

■事故状況等：自転車走行中に相手歩行者にぶつかり相手が足の骨を骨折した。休業損害、慰謝料、介護費用等をお支払いした。

■お支払金額：18,127,777円

事例2

■補償内容：賠償

■事故状況等：自転車走行中に前方を走る自転車を追い越そうとし、追突。相手が骨折し長期入院。

■お支払金額：2,343,414円





- 3 SNSでいわれもない誹謗中傷を受け、トラブルになってしまった。
誰に相談すればいいの？

弁護のちから



弁護士費用補償

対象となるトラブルの当事者: 被保険者ご本人
被保険者ご本人が遭遇されたトラブルが対象となります。
お子さまが成人後も補償の対象となります。

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

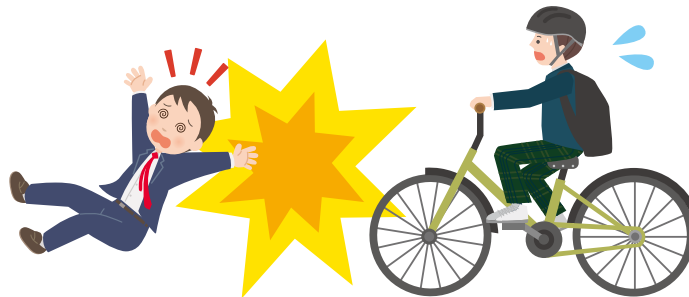
人格権侵害 (※)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) 上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

(※) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用を しっかりサポートします。

国内補償(※)

(※) 日本国内の法令に基づき
解決するトラブルが補償対象となります。

1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の
委任を行うときに負担した弁
護士費用を補償します。

保険金額

(保険期間1年間に付き)

通算**100万円**限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士
等への委任にかかった費用

×(100%－自己負担割合
10%)

2 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律
相談・書類作成の依頼を行うと
きに負担した法律相談・書類作
成費用を補償します。

保険金額

(保険期間1年間に付き)

通算**10万円**限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談・
書類作成にかかった費用

－自己負担額
(免責金額) **1,000円**

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例

被害事故に関するトラブル

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任に
かかった費用 **50万円**
着手金15万円、報酬金35万円

弁護士費用保険金のお支払い額

50万円×(100%－10%(自己負担割合)) = **45万円**

法律相談・書類作成に
かかった費用 **1万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額

1万円－1,000円(自己負担額) = **9,000円**

合計
45万9,000円
をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心！

「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。
お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「いじめ・被害事故相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。

「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることが
ございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポート
センターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の
保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険
金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた
場合等は、保険金をお支払できません。

■同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士
等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者
の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保
険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任
および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。



4 買ったばかりのタブレットを落として壊してしまった! 修理代どうしよう…



携行品損害補償

被保険者の範囲: お子さまご本人

ノートパソコン、タブレット端末などの身の回り品携行時の
破損や盗難も補償

国内・国外補償

授業で使用するノートパソコンやタブレット端末を
自宅外において落として破損させたり、盗難にあつ
た場合も、補償の対象となります。(学校から貸与
されている端末は除きます)



※お支払いする保険金の額は保険期間1年度ごとに10万円が限度となります。

自己負担額は1事故につき3,000円です。

※保険の対象とならないものの一例

携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品、義歯・コンタクトレンズ・眼鏡・サングラス・補聴器、動物・植物等の生物、自転車、漁具 など

〈例〉



お支払いの対象となる場合

学校内を移動中にタブレットを落として壊してしまった

授業中、誤ってノートPCに飲み物をこぼして壊してしまった

登校中に転倒し、制服が破れてしまった



お支払いの対象とならない場合

電車内にタブレットを置き忘れて紛失してしまった

スマートフォンを落として壊してしまった

眼鏡を落として破損してしまった

ご加入プラン

保険期間 2026年4月15日午後4時から2029年3月31日午後4時まで

ご加入プラン名		標準プラン			お手頃プラン		弁護のちから 特化プラン	自転車事故 限定プラン		
		A	AK	AX	BK	BX	D	C		
① ケガの補償 （傷害）	死亡・後遺障害 保険金額	110万円	113.9万円	113.9万円	115.8万円		21.9万円	300万円		
	入院保険金日額	4,000円			2,000円		1,000円	6,000円		
	手術保険金	重大手術の場合 16万円			重大手術の場合 8万円		重大手術の場合 4万円		—	
		重大手術 以外の場合	入院中の 手術 外来の 手術	8万円	重大手術 以外の場合	入院中の 手術 外来の 手術	4万円	重大手術 以外の場合 入院中の 手術 外来の 手術		2万円
			2万円	1万円		5千円				
通院保険金日額	2,200円			1,100円		550円	4,400円			
②	個人賠償責任保険金額	国内：無制限 国外：1億円限度								
③	弁護士費用 （自己負担割合10%）	—	—	100万円	—	100万円	100万円	—		
	法律相談・書類作成費用 （自己負担額1,000円）	—	—	10万円	—	10万円	10万円	—		
④	携行品損害 （自己負担額3,000円）	—	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	—		
一時払保険料		37,280円	39,490円	46,100円	25,080円	31,690円	21,400円	8,770円		
制度運営費		300円	300円	300円	300円	300円	300円	300円		
合 計		37,580円	39,790円	46,400円	25,380円	31,990円	21,700円	9,070円		

- 〈標準プラン・お手頃プラン・弁護士のちから特化プラン〉職種級別A級・天災危険補償特約、個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、特定感染症危険（後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金）補償特約、熱中症危険補償特約セット、団体割引10%。
- 〈自転車事故限定プラン〉入院保険金支払限度日数変更特約（180日）、自転車傷害危険のみ補償特約、手術保険金対象外特約、個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約、団体割引10%。
- 職種級別A級（学生等）の保険料です。学生・生徒の方が職業に就かれている時は、保険料が異なる場合がありますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 制度運営費として1加入者ごとの保険料に300円が加算されます。制度運営費は事務手数料等に充当しています。
※団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

申込締切日

	一 次 募 集	二 次 募 集	三 次 募 集
お 手 続 き 日	3月15日～4月14日	4月15日～4月30日	5月1日～5月14日
補 償 開 始 日	2026年4月15日	2026年5月1日	2026年5月15日

※5月15日以降は毎月26日までのご加入申込みで、翌月1日補償開始となります。

よくあるお問合せ

Q 4月14日までに申し込みを忘れてしまいました。途中から加入できますか？

A 随時、中途加入が可能です。専用WEBサイトからお申し込みください。10月27日以降は取扱代理店にご連絡ください。

Q 加入者証はいつ頃届きますか？

A 一次募集、二次募集の方へは7月上旬ころ、以降のお申し込みの方には随時お届けいたします。

Q 保険料は保険始期日までに支払わなくてもいいのですか？

A ご加入申し込み後に送付される払込票で、21日後までにお支払いください。

ご加入手続きについて

3月15日から申込可能となります。

あらかじめ、ご加入するタイプをP7からお選びいただくとスムーズです。

スマートフォン・タブレット・パソコンから簡単に申込できます！

専用WEBサイトでお手続きください。
随時中途加入が可能です。10月27日以降は取扱代理店にご連絡ください。

1 お申し込みのお手続き

スマートフォン・
タブレットからの場合



パソコンからの場合



<https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/akitah-pta>

お手続き時間は約3分。
24時間いつでもお手続き可能！



大切なご案内はご登録いただいたメールアドレスに送信させていただきますので、必ずご確認ください。

「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。お客様の迷惑メール対策設定によっては、「ワンタイムパスワード」が届かない場合があります。

ご登録内容

2 お支払い

お申込のお手続きをいただくと、
ご入力いただいた住所に**1週間ほどで払込票が届きます。**

※お支払い期限がございます。期日までにお支払いいただけなかった場合、失効となりますのでご注意ください。
※銀行振込による保険料の払込はできませんのでご了承ください。

お近くの**コンビニ**で所定の**保険料を払込ください。**保険料の払込にて、
お手続きは完了となります。

お支払期限は申込日から21日後です。
保険始期日を過ぎてもお支払いいただけます。

払込票

3 払込後は



お支払い手続き完了メールが登録したメールアドレスに数日以内に届きます。

加入内容はWEB画面で確認できます。

加入者証は7月初旬にお届けいたします。（1次・2次募集分）

契約内容
確認ページ



もしも事故に遭われたら...

LINEでの保険金の請求が便利です！

LINEでの保険金請求なら都合のいい時間に連絡が可能です！

損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！
事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます！

トーク画面から事故の連絡

保険金請求もチャットで完結

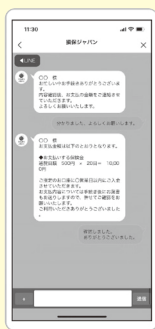


24時間いつでも
連絡可能

専用アプリなどの
インストール不要

※証券BOXのサービスは
2025年2月末で終了
しました。

ココから連絡！
ご連絡の際は
「加入者番号」を
必ずご入力ください



チャットや画像で
履歴が残るので(※1)
分かりやすい

書類の記入・
郵送が不要(※2)

最短30分で
お手続き完了

※1 チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。
※2 ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。



LINEの保険金請求は
こちらから

お電話でのご連絡、ご相談をご希望の場合は、下記事故サポートセンターまたは本パンフレット裏面に記載の取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター

0120-727-110

(受付時間：24時間365日)

※「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。

高校生総合補償プラン(傷害総合保険)

補償内容(概要)



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)【傷害総合保険】

- 商品の仕組み : この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 秋田県高等学校PTA連合会
- 保険期間等 : 2026年4月15日午後4時から2029年3月31日午後4時までの長期契約です。
- 申込締切日 : 2026年4月14日(火)
 - お申込締切日以降も随時ご加入をお受付しています。ご加入をご希望の場合は取扱代理店までご連絡ください。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者 : 秋田県高等学校PTA連合会に加盟する各学校に在籍する新1年生の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者(保険料負担者)としてご加入いただきます。
 - 被保険者 : 秋田県高等学校PTA連合会に加盟する各学校に在籍する新1年生(「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」)にかぎります。※被保険者本人のみが保険の対象となります。
 - お手続き方法 : **2次元コードまたはURLより専用WEBサイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を入力してください。** 専門WEBサイト以外でのお手続きをご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。
(注) ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
 - お支払方法 : **専用WEBサイトでのお手続き完了後、入力いただいたご住所へ払込票を送付いたします。お支払い期限までに、お近くのコンビニから払込みください。(一時払)**
 - 中途加入 : 随時中途加入が可能です。詳細は、7ページをご確認ください。10月27日以降にこの保険に加入される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
 - 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
- 保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【標準プラン】【お手頃プラン】【弁護のちから特化プラン】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

熱中症危険補償特約をセットしていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^{※1}を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^{※2}のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など ※1「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 ※2「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝ 死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（1,000日限度）	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^{※1} ②先進医療に該当する手術^{※2} 手術（重大手術^{※3}以外） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×20（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） 重大手術^{※3} 手術保険金の額＝入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。 （※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③四肢切断術（手指・足指を除きます。） ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎりません。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)}$ (注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものと同みなします。 (※) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	〈前ページより続きます。〉
		【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】 特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、または三類感染症をいいます。2025年12月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。	

【自転車事故限定プラン】

被保険者が日本国内において、自転車事故（自転車搭乗中の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故）によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内のみ補償)	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③脳疾患、疾病または心神喪失 ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤外科的手術その他の医療処置 ⑥戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧頸(けい)部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨自転車による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
	後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%～100\%)}$	
	入院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日(※)を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(180日(※)限度)}$ (※) 入院保険金支払限度日数変更特約(180日)をセットしています。	
	通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内のみ補償） 通院保険金	通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数 （事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	〈前ページより続きます。〉

【個人賠償責任（個人賠償責任補償特約）】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任（個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約セット）（国内外補償）（注） 【各プラン共通】賠償責任	日本国内または国外において、被保険者（※1）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。（※2） なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者（※1）の日常生活（住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品）（※3）を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※4）を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）情報機器等に記録された情報の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して支払うべき保険金の額は、保険証券記載の記録情報限度額または保険金額のいずれか低い額を支払いの限度とします。 （※3）次のものは「受託品」に含まれません。 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行（アルバイト、インターンシップを除きます）に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を存する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両（※1）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ（※2）または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など （※1）次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
【各プラン共通】賠償責任	個人賠償責任（個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約セット）（国内外補償）（注）	・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・漁具 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの附属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・不動産 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など （※4）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用をいいます。	〈前ページより続きます。〉 ウ. 身体障がい者用の車（※3）および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車（※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 （※3）身体の傷害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

【弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合										
		被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下 1・2 のいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 1. 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取^(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 2. 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりします。		【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為^(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。 ⑫被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 ⑬環境汚染 ⑭環境ホルモン、石棉またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑯電磁波障害 など										
弁護士費用 (注)														
弁護士費用 保険金 ＋ 法律相談・ 書類作成費用 保険金														
		<table><tr><th>保険金種類</th><th>お支払いする保険金の額</th></tr><tr><td rowspan="2">弁護士費用 保険金</td><td>弁護士等への委任^(※3)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。</td></tr><tr><td>弁護士費用保険金の額＝ 損害の額×（100%－自己負担割合10%）</td></tr><tr><td>法律相談・ 書類作成費用 保険金</td><td>弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用^(※3)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。</td></tr><tr><td></td><td>法律相談・書類作成費用保険金の額＝ 損害の額－自己負担額 1,000円</td></tr></table>		保険金種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用 保険金	弁護士等への委任 ^(※3) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。	弁護士費用保険金の額＝ 損害の額×（100%－自己負担割合10%）	法律相談・ 書類作成費用 保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※3) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。		法律相談・書類作成費用保険金の額＝ 損害の額－自己負担額 1,000円		
保険金種類	お支払いする保険金の額													
弁護士費用 保険金	弁護士等への委任 ^(※3) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。													
	弁護士費用保険金の額＝ 損害の額×（100%－自己負担割合10%）													
法律相談・ 書類作成費用 保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※3) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。													
	法律相談・書類作成費用保険金の額＝ 損害の額－自己負担額 1,000円													
		(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。												

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用 （注） 弁護士費用 保険金 ＋ 法律相談・ 書類作成費用 保険金	①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 （※１）日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 （※２）詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。 （※３）同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ１つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。	〈前ページより続きます。〉 【各トラブル固有の事由】 左記 １ に該当する場合 ①自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑧医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑨あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑩薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑪身体美容または整形 など

【携行品損害(携行品損害補償特約)】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
携行品 損害 (国内外 補償) (注)	偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度(※3)とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (※3)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、契約年度ごとに保険金額を限度とします。 (注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。))およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

■その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義	
【自転車】	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車 ^(※1) およびその付属品 ^(※2) をいいます。 (※1) 2輪以上の車 ペダルのない二輪遊具、レールにより運転する車、身体障がい者用の車（身体障がい者用車いすを含みます。）および幼児用の3輪以上の車を除きます。 (※2) その付属品積載物を含みます。	
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html ）	
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナーを ^(※2) 含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦として認められないものの、事実上の婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦として認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。	
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。	
【保険年度】	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。	
【原因事故】	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。	
	トラブルの種類	原因事故の発生の時
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
【財物 (個人賠償)】	2. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
	有体物をいい、情報機器等に記載された情報を含みます。ただし、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
【財物 (弁護士費用)】	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
【財物の損壊】	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。	
【被保険者の未成年の子】	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。	
【弁護士等】	弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。	
【保険金 請求権者】	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。	
【アルバイト】	一時的、臨時的に収入を得るために行う仕事または勉強と両立させる形で行う仕事をいいます。	
【インターン シップ】	在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した企業等内での就業体験を行うことをいいます。 ただし、各種免許交付または資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実技または就業等を除きます。	
【契約年度】	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、WEB画面等の入力内容または加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- WEB画面等にご入力いただく内容または加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、WEB画面等の入力事項または加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務（標準プラン・お手頃プラン・弁護のちから特化プラン）
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に對して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入または入力されなかった場合または事実と異なることを記入または入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

【標準プラン】 【お手頃プラン】 【弁護のちから特化プラン】

- WEB画面等の入力または加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - 標準プラン、お手頃プラン、弁護のちから特化プランでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

- WEB画面等に入力または加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
＜重大事由による解除等＞
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
＜他の身体障害または疾病の影響＞
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

※中途加入の場合の責任開始日は取扱代理店までお問い合わせください。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
（注）個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

●本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の取扱代理店にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(※)までが補償されます。

(※) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間

- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【標準プラン・お手頃プラン・弁護のちから特化プランにご加入になる方のみご確認ください】

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

もう一度
ご確認ください。



職種級別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者
※1	オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競走選手、自動車競走選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競走選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2	プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。))の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

【引受保険会社】

損害保険 ジャパン株式会社

(総括担当店) 秋田支店秋田支社

〒010-0921 秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル

TEL 050-3788-3553 (平日午前9時～午後5時)

【事務幹事代理店】

(秋田県保険代理業協同組合)株式会社アキタ保険

〒010-0951 秋田市山王6-5-9

TEL 018-864-6921 (平日午前9時～午後5時)

【担当営業店】

秋田支店大館支社

〒017-0044 大館市御成町3-7-17 大館ビル

TEL 050-3788-3553 (平日午前9時～午後5時)

秋田支店横手支社

〒013-0046 横手市神明町1-2 あたごビル

TEL 050-3788-3553 (平日午前9時～午後5時)

【取扱代理店】

(秋田県保険代理業協同組合)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決期間)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241(全国共通) おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sompo.or.jp/)

●事故が起った場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。(P8をご覧ください)

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間：24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また4か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。